

第4回 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会概要

日 時：平成27年1月19日（月）9:30～11:10

場 所：滋賀県大津合同庁舎7A会議室

出席委員：朝野委員、植松委員、亀田委員、北岡委員、木船委員、口分田委員、崎山委員
重森委員、鈴野委員、高橋委員、矢野委員、吉川委員、吉澤委員、渡部委員

欠席委員：居川委員、近藤委員、野瀬委員、日岡委員、藤野委員、山本委員

県出席者：河原教育長、川上教育次長、小林総合教育センター所長、河瀬教職員課長
藤居教職員課主席参事、川崎学校教育課長、北居学校教育課主席参事
徳田人権教育課長、濱教育総務課課長補佐、大前スポーツ健康課主幹

事務局：浅見管理監、安藤特別支援教育室長、大橋特別支援教育室長補佐、左谷主査

【議題】

- 1 懇話会検討内容のとりまとめについて
事務局より資料説明ののち、意見交換

（委員）

12 ページ、「適切な教育のための就学相談・支援」の1点目、「指標づくりを進め、適切に指導できることが重要である」とまとめているが、この場でも意見が出ていたと思うが、保護者の方が、支援学級かあるいは養護学校に行くか悩まれる際に、情報が十分入ってこないというような悩みをよく聞く。保護者も悩まれ、適切な指導が難しいという原因の1つにもなっていると理解しており、例えば「本人にとっても」の前に「関係者間の情報共有を進め」というような一文が入ると、こういうことに生かせるんじゃないか、検討いただきたい。

（委員）

「観点ごとの意見のまとめ」ということで意見が網羅的にまとめているが、最後2つにまとめたというところ、懇話会で合意ができているのかどうか確認いただきたい。5つの課題が言いっ放しになっていてまとめになりきれいていないのではないかな。

（座長）

11 ページの5つの観点が、15 ページの2つのまとめに十分盛り込まれているかどうか、そういうことでよいか。

（委員）

個人の意見としては、前回の最後に話したように、「滋賀の特別支援教育」と「滋賀」を頭に出すのであれば、やはり滋賀の特徴というものが盛られていることが必然ではないかと個人的には思っている。ただ、まとめの中でこの2点は、今後のめざす大きな方向性を示すものであって、個別の課題に直面しているものではないというただし書きがあり、そ

の点はよく分かるが、それも踏まえて滋賀の特別支援教育ということから、個人的な意見としては糸賀思想というものをもう少し表現できるような内容を加えていただきたい。子どもたちが輝ける存在であるということは、滋賀の一番大きな誇りある文言であると思うので、そういったものを福祉の現場だけではなく、教育の中にも是非浸透させていただきたいというのが1つ。

2つ目であるが、「個々の障害に応じて」と書かれているが、職業的教育の充実ということが方向性として前面に出されてしまうと、障害が重度の子どもたちにとっては、悪く言えばこの方向性にはないのかと批判的な思いが出てきていただいても困るので、「重度の子どもたちにとっての滋賀の特別支援教育のあり方」というものも、大きな方向性の中に残しておくべきではないかと感じている。文言の整理でできるものであれば、それでいいと思うが、もう少し検討を加えていただきたい。

さらに付け加えると、5つの観点の中で資料として提供されていなかった平成24年の「在籍増への対応」については、5つ目の在籍増への対応に関して、文言として入っているが、その方向性はここで述べている方向性と若干違うような気がしている。というのは、ここでは、高等養護学校であるとか学校の中に特別支援の分教室を作ったりといった面の方向性を作って、地域の中でどんどん育てていくべきではないかというようなことを、議論していたと思う。高等部への入学増を解決する方向性として、地域の学校の中に入って行ける人は入っていった方がいいのではないかということ、議論していたと記憶している。ところが今回、分教室とかはあまり触れられておらず、教室の増築とか、そういった方向性はすでに決められているというのが前提になっている、ここでの話と今進められている方策とが少しずれがあるように感じているので、これから27年以降の話とここで言っているわけであるから、平成24年に出された対応策は、平成30年くらいまでの計画で、重なってくるところが出てくるので、少し整理をしてもらえればどうか。

(委員)

在籍増への対応ということで、地域の学校で教育が継続できるような体制、合理的配慮などの検討が必要であるということが書かれていたり、1番のところには、「障害のある子どもが十分な教育を受けられることを前提に、ともに学び、お互いを認め合うことができる環境、ハード・ソフトともに作る必要がある」ということが書かれているが、もう少しシステム、仕組みでハード・ソフトを重点的に整備するとか、分教室がどういう役割を受け持つか、それぞれの役割分担、ネットワークを明確にしながら、特別支援学校であればセーフティネットとしてここを整備するとか、少し網羅的に必要なことはやると書かれているので、何をしたいか分かりにくくなってしまふ。滋賀県の全ての子どもたちがその仕組みの中で共に学ぶという方向性があるといいと思ったので、ハード・ソフトともに整備する必要があるということをもう少し示した方がいいかと思う。在籍増への対応のところ、地域の特別支援学級、高等養護学校や特別支援学校の使命と役割を明らかにしながら、それぞれの整備目標、ネットワークを作りながら掲げていくという方針を、もう少し

明確に出した方がいいと思う。

(座長)

12 ページ、「観点ごとの意見のまとめ」(1) のシステム、体制整備といったこと。もう1つは全体的にシステムの整備に関することと受け取ったがそれでよいか。

(委員)

基本的には、それぞれの現行の学校の仕組みを、それぞれどう目標を定めて整備していくか、あるいはそれをどうネットワークでつないでいくかということを確認に、目標として掲げた方がいいのではと思った。インクルーシブ教育の中で特別支援学校がどういう役割を果たすかとか、地域の普通学級、あるいは特別支援学級がどういう役割を果たすか、それぞれ役割を持ってつながっていくとか、連携していくということの意味合いをはっきりさせ、整備目標の方向性がより明確になるのではないか。

(座長)

小・中学校と通常の学校、あるいは特別支援学校、関係機関の役割をはっきりさせたシステム、ネットワークを整備し、在籍増などいろんなことに対応する、と受け取ったがそれでよいか。そういった考え方を、どこに書き込むかということについて意見があれば。

(委員)

前回の懇話会でまとめ案を検討し、こういう形でまとめられていった経緯がある。2つの丸の下に、「もとよりこの2点は、県がめざすべき方向を示すものだ。したがって特別支援教育が、滋賀県のですね、有する具体的な課題については、その解決の手立てを示すものとはなっていない」と書かれていることから、あまりにも具体的なことを書き過ぎると、標榜というか大きなスローガンにはなっていないと思う。その前提として、例えば「5

めざすものの理念と基本的な考え・方向性」に今、委員の意見にあったようなことが具体的に書けるかが作業的な問題として残っている感じがする。

さらに言えば、意見にあった委員の「4 観点ごとの意見のまとめ」に、それぞれのセンター的な連携であれば、4つ目の「各学校、また県と市町それぞれが役割を分担して取り組むことが必要である」という文言そのものがゆるければ、そこに今のような文言を反映していくという形で、最終的な作業を進めた方が、整理観点としてはこれまでの意見が反映されてくるという感じがする。

(座長)

そういった意見も十分尊重し、参考にしながらまとめていきたいと思うが、まとめの方向性としてどう具体化していくか、その他の意見でも他の委員の方々いかがか。

(委員)

12 ページ、「1 インクルーシブ教育システムの構築」というところのソフトに関わる部分と、14 ページ「滋賀の特別支援教育がめざすもの」(1) の「ともに学ぶ」というところ、15 ページのふたつにまとめるかどうかということに関連して発言する。

インクルーシブ教育の推進ということで、懇話会で話が進んできた。そもそも滋賀の教

育ということでは「お互いに学び合う」という言葉の続きに、学び合い支え合う滋賀の教育ということが教育振興基本計画に書かれている。そのことをもう少し深く考えると、まとめに書いてあることが、大人や教師側から子どもに一方的にすることを中心にまとめているように思う。

「学び合い、支え合う」ために教員側の特別支援教育に関わる資質の向上が必須と書かれているが、特別支援教育に関わる資質だけではなく、学級活動や授業の中で生徒同士がともに学び合い支え合う力を育てるための指導力の向上も必要ではないか。

それと15ページ、そのような教師の働きかけによって、児童生徒とともに学び合い支え合う資質を育成することが、将来的にその子たちがともに生きともに働くことができるキャリア形成支援につながるのではないか。そのような認識で小・中・高を通じて学校現場でやっていくということでまとめると、ふたつの内容のひとつめの追加になるか、または3つ目に該当する。

一人ひとりの子どもに対して支援をしっかりと、そして周りの子どもに対する教育もしっかり進める。さらにその子たちがともに学び支え合う力を育成するという観点を入れると、大人の側がすべきことだけでなく、児童生徒が持っている力を信じて、子どもたちが共に育ち合うという視点を盛り込むことができるので、滋賀のめざす特別支援教育、滋賀のめざす教育という観点と職業教育の充実ということにもつなげられるのではないか。そうすることがインクルーシブ教育としての位置づけにもなると思う。

(座長)

最初に、教師からあるいは大人の側からの視点で書かれているという御指摘を受けて、子ども自身が互いに成長していく、そういう視点も入れてはどうかと受け取ったが、他にいかがか。

(委員)

12ページ、「全ての小・中学校、高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性を高める必要」とあるが、教員だけに任せるのではなく、そういう専門家を学校に送るというのはどうか。特別支援教育の教員が地域の小・中学校、高等学校の先生と交流を求めているが、教員もかなりハードなスケジュールであるので、専門的な方の指導があった方がいいのではないかと思う。

(座長)

中央教育審議会の初等中等教育分科会報告の中にも、専門家の活用ということは述べられていたと思う。

(委員)

11ページ、「インクルーシブ教育システムの構築」の中で、専門家を学校に置くという話が出ていた。学校現場としては、非常にありがたい話だけれども、現在は学校の中に特別支援教育コーディネーターを配置しているが、コーディネーターも一学級担任であるということで、子どもたちの学級での生活、日常の生活に対して、即応的な対応がなかなか難

しい現状がある。子どもの状況を担任から聞いて、いかに専門的な判断を下すかという意味においては、先ほどの 15 ページ、「教育の充実を図る」、「十分な教育を受けられる教育の充実を図る」という中には、特別支援教育に関しての専門性が含まれると思うが、特に各学校から選出された特別支援教育コーディネーターの専門性を高めていく必要が、喫緊の課題としてあるのではないか。県でも毎年研修をされているが、教育現場ではその他の生活課題を持つ子どもたちへの対応で、担任もかなり忙しい中で、正確な判断を下す特別支援教育コーディネーターの存在は非常に大きい。12 ページの(1)、「専門性を高める」のところ、特に学校の中心を担う特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っていくというあたりを加えていただきたい。

(委員)

15 ページ、方向性を2点にまとめたということだが、先ほど発言された委員と同じような感覚を受けた。特別支援教育になる以前の障害児教育と言っていた時からの子どもたちの部分、重度の子どもたちについて、この2点だと「インクルーシブと職業教育の充実」と感じてしまう。その一方でよく読み込んでいくと、「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに」とあり、後段に続く部分の前段階のこととして書かれていることが本当は一番大事なことと思った。「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう教育の充実を図る」という姿勢を前面に出していくことが大事だと思った。このことについては、先ほど言われているような教員の質の向上といったソフト面のこともあるだろうし、児童生徒増のハード面に関わることがあるので、できればこの2点ではなく、1点目の前段に書かれていることが最前面に出てくると、障害の重い子も軽い子も、滋賀県はこれまでどおりずっと大事にしていくというあり方を持っているということが出てくるのではないかと思った。

(委員)

今の委員と、先ほどの委員に近い意見を持っている。職業的自立は大変重要だが、なかなかそこには、なじみづらいというか、それでもしっかり存在している人たちがいるということを出していかないといけないのではないか。社会福祉法人ということで、学校を卒業した子どもたちの福祉的な受け止めをやっている立場であるが、そういう子どもたちもいるということは、出ている数字から見ても明らかであり、今の意見について、本当にそう思った。先ほどの委員が言われた糸賀先生のことでも、今の話は共通すると思うので、是非どこかにそういう言葉を入れることをお願いしたい。

また、事務局側に質問になるのかわからないが、インクルーシブ教育が今後進んでいくと、在籍児童数は減少していくのか、インクルーシブ教育の問題と、このことをどう受け止めたらいいいのかによって、報告書の書きっぷりにも少し出てくるのかと思った。インクルーシブ教育が進み、地域の学校に子どもたちが通うようになり、そして様々な合理的配慮が行われていく時に、今特別支援学校に在籍している子どもたちの在籍数は少なくなっていくと考えていいのか。二重の学籍についても書かれているが、二重学籍を実現してい

く場合には、おそらく在籍数問題にはあまり深く関わってこないのかと思ったが、今後の見通しをどうお考えか。基本的にインクルーシブ教育が進んでいけば、特別支援学校在籍数の比率が減っていくのではないかと福祉の立場からは見えるが。

(座長)

事務局はどうお考えか。

(事務局)

大変難しい御質問と思う。インクルーシブが進んでいく中で、地域の学校に通う子どもたちが増えていくということでは、2つの側面を考える必要があると思っている。一つは特別な教育的な支援を必要としている子どもたちが減るかと言われれば、それはそうではない。それは単に特別支援学校という、地域の学校とは「場」を分けた環境の中で教育を受けている子どもたちが地域の学校で特別な支援を受けながら教育を受ける、というように場が変わるだけであって、全体として子どもたちの数が変わるということではない。そういう側面の一方で、特別支援学校で指導を受ける子どもたちが、数としてどうなるのかといえば、一般的な考え方からいくと、一定シフトしていくのではないかと思う。現実問題として、これまでの御議論の中で何人かの委員から、「地域の学校で学ばせたいけれど、いろいろな条件が整わず、特別支援学校を選ばざるを得ない状況がある、ということを知ってほしい」という意見があった。地域の学校で学ぶ条件が整っていけば、そのような問題点、課題も解決していくのではないかと、より地域に密着した「地域で生きる、地域で学ぶ」という体制が作られていくのではと考えているところである。

(座長)

なかなか予測の難しい問題ではあるが、事務局からの説明を聞き、確実なことは言えないが、個人的にはそういうように考えることも可能かと思った。

今の15ページ、1番目の丸が一番重要である、という意見については、私も一委員としてそのように思う。この表現だと職業的といったあたりが強く印象的で、自立と社会参加はよく言われる言葉であるが、職業的な自立が困難な子どもたちはこれでどうなるのか、という指摘は私もそのように思う。一委員としての意見としては、一番上の丸を大きな丸として、一人ひとりの障害や環境も考えながら、自立と社会参加をどう考えていくか、その中の一つとして、職業教育の問題もあるというまとめ方、あるいはソフト、ハード、いろんな形でのシステムの構築が大事であるというような、15ページ、一番上の丸を大きく掲げた上で、その下に社会参加と自立のための職業教育やその他、重度の子どもの将来をどう考えるのか、システムをどう構築していくのかなど、下位項目としていくつか挙げていくというまとめ方もあろうかと思っている。

(委員)

企業産業界から委員として出させていただいているが、「はじめに」のところの中間段階、「一般就労をどう進め、進路実現のための指導改善等」、12ページ、「適切な教育のための就学相談・支援」、参考資料18ページ、「就職率等の向上」と文言がいろいろ挙がっている

が、初等教育から上がっていき、最終的に高校生になった時の就労支援、定着になってくると、教育からの目線と、もう一つ、受け入れる方の企業、産業界の目線も必要になってくる。その時々で企業の考え方、受け入れ方も大きく関わってくる部分もあると思う。現在、滋賀県の県内企業におかれては、こういう方々の受け入れも多く考えておられるわけであるが、そのため、いかに定着率を良くし、就労を推進していくということになってくると、企業および産業界の意見も協力して受け入れていきながら進めていく必要があるのではないかと感じており、どこかにそういう「連携していく」という文言があればと思う。

(委員)

2つ目の丸、「職業的、職業教育」と「職業」が多く出てきて、印象的に職業教育だけをする方向みたいな印象を与えるが、「職業教育等」の「等」が何を表しているのか、この具体的な説明が少しあると、誤解も少し解ける部分があるので、示していただければどうか。

(事務局)

今、委員から御意見をいただいたように、ここで「等」をつけているのは、なかなか文言表記をうまく書けないということがあり、「等」とつけているが、いわゆる障害の重い子どもたちの日常生活能力を高めていくような指導であるとか、そういう意味合いがある。障害の軽重に関わらず、それぞれの子どもたちがそれぞれの発達段階や暦年齢に応じて、十分な教育が受けられるというのは、先ほど委員からも意見があったが、14 ページ(1)の「ともに学ぶ」のところの、「あくまで障害のある子どもと、障害のない子どもが、その発達段階や暦年齢に応じた十分な教育を受けられることが前提」ということである。そういう中で本県が直面している課題の一つに「職業教育の充実」があり、ここで職業教育が前面に出て、職業教育等としているという背景がある。ただ指摘のとおり、この文言をそのまま挙げると、職業教育、職業ということだけが、印象的に強く出るということについては、少し検討させていただきたい、御意見いただければと思う。

(委員)

保護者の立場で話をさせていただく。先ほど委員から、ハードの部分という意見があった。14 ページ、「ともに学ぶ」のところに、「合理的配慮の検討や基礎的環境整備を含め」というところ、その後、「各学校」と書いてある。この文章を読んでいると「ともに学ぶ」のは地域の学校が中心であって、「各学校」が、地域の学校を示しているような感覚になってしまうのではないか。「各学校」に「特別支援学校」も文言に入れた方が、ハードの部分、合理的配慮であり、基礎的環境整備というところも入ってくるのではないか。

(座長)

「各学校」というところでは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、そして特別支援学校、すべてが含まれていると理解していたが、誤解の無いようにということであれば「各学校」というより、幼稚園から、小学校、中学校、高等学校、そして中等教育学校、特別支援学校、すべてを明記した方がいいかもしれない。

(委員)

県の労働雇用行政ということで普段関わっている。全体のまとめ方として、特別支援学校高等部卒業生の就職率が悪いという現状を踏まえ、さらに就労を伸ばしていこうという方向は、それでいいと思っている。また障害者雇用推進というのは、先ほど委員の御意見にあったけれども、教育の問題だけでなく、企業側も含めた社会全体の取組として進めていく必要があると思う。特に就労支援の中で、職場体験ということが、非常に効果があると感じており、働く側、就労しようとする側、また受入れる企業の側、双方の不安を払しょくし、就労を促進する効果があると思う。そうしたことから、委員が言われたような教育の側の方向性を示すものであるが、職業的な自立を社会全体でめざしていくという視点を踏まえ、企業と連携しながら進めていくといいのではと感じている。

(座長)

15 ページ、2 番目の丸に関係した意見であるが、これについてはいろんな方からも御指摘いただいた。職業的な自立をめざせる子ども、あるいはめざす子ども。もっと重くて別の形での自立と社会参加を考える子ども、いろんな子どもたちがいる。そういう前提で、生涯を見据えよう。その中の一つとしてデータにもあるように、滋賀県では就職率のあたりをはっきりと明記するという方向で取りまとめていくことが必要だと思う。さらに就職ということについては、学校あるいは関係機関、あるいは企業、社会全体という言葉があったが、そういった連携によって取り組んでいく、という意見であったと思う。

(委員)

今の御意見と一緒に述べた方がよいかと思うが、15 ページ、2つの方向性を様々な委員が言われている中で、職業教育というよりはより重度な障害をお持ちのお子さんで、生活面、生活能力の支援でいくと、やはり福祉的な支援の必要性が高くなっていくということだと思う。そういう中で、職業教育の充実という方向性とともに、座長が言われたように、もっと大きな柱として、障害のある子どもに十分な教育を受けさせようという中で、福祉的な観点の支援が必要な児童もいるので、社会全体の中で「福祉も、就労も、関係機関も連携して」というところを明記すると、全体で支えていくことになると思うので、検討いただければと思う。

(委員)

今のところに関係するが、先ほどから障害のある子どもに十分な教育をと整理には出ているが、糸賀先生が重症心身障害者が周りとの関係の中で自己実現していく姿そのものが生産であると明確に出されているので、そういった自立といった事柄に含まれてくるのかどうかあるのだが、障害の重い人たちが喜びを感じて生きていける、そういう成長をめざせる教育ということが、どこかにしっかりと書き込まれているのが、より滋賀県のめざす方向になるのではないかと思う。

(委員)

こういった県の教育長に出席いただきながら、すごいメンバーの委員の方をお集めいた

いただいた会議というのは本当にありがたく、教育委員会事務局として特別支援教育を何とかしようということを考えていただいている表れと思っている。この会議が平成 26 年度だけで終わるのではなく、次年度以降についても、ソフト面であれば研究を実施していただいて、実態に即したものになるようにしていきたいし、学校現場の状況とか丁寧に伝えていきたいと思う。

(委員)

13 ページ、一番最後の文章で、「単に学校を増やすということではなく」と書かれているが、学校を増やすという選択肢が否定的に書かれているようにも捉えられるので、「学校を増やすことだけではなく」というように、選択肢として残しているというような書きぶりにした方がよいと感じた。

もう一つ、資料 9 ページ、グラフ 8、平成 25 年度の数値が入っていないが、残りの資料は 25 年度の数値が入っている。統計はこういうように何かが揃っていないと情報操作とか、何か意図を考えられるというのもあるので、25 年度についてはこういう理由で入っていないという「注」をつけるとどうか。

(座長)

文言等について、14 ページ、(1)「理念と基本的な考え方・方向性」の第一段落、その一番下、「資質」とあるが、他は全部「専門性」になっているので、全体的に事務局で点検をするということではよろしいか。様々な御意見をいただき、まだまだ御意見をお持ちかとも思うが、時間の都合もあり、このあたりにさせていただく。

委員の皆さんからは、非常に示唆に富んだ御意見が出されたが、これら御意見について、事務局から観点ごとに整理して報告いただく。観点ごとにまとめ、報告書にどう生かしていくか確認いただきたいという趣旨である、事務局いかがか。

(事務局)

それでは、いただいたご意見、少し整理しながらお話をさせていただく。12 ページ、「観点ごとの意見のまとめ」、1 点目の「インクルーシブ教育システムの構築」では、「教員の専門性を高める」とあるが、特にコーディネーターに指名されている者の専門性をより高めていくということが課題であるということ、また教員の専門性の向上だけではなく、外部の専門家の支援が必要ではないかという御意見をいただいた。在籍増とも関連するが、「各学校、区市町との役割」というところ、小中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関それぞれが役割を持って、またそういうところが連携しながらシステムを構築し支援していく、協力していく体制が必要ではないかとの御意見をいただいた。

また、「(2) 適切な教育のための就学相談、支援」では、関係機関での情報共有を進めていくことが必要であるという御意見をいただいた。

「(3) 進路実現に向けた、教育の充実と新しい学校づくり」では、就労実現に関しては、教育目線だけではなく、企業産業界の目線、企業産業界との連携が必要である、また、より広い視点、職業的自立を社会全体でめざしていくという表現が必要ではないかとの御意

見もいただいた。

13 ページ、「(5) 在籍増への対応」では、高等養護学校、高等部分教室について、「高等学校を活用した特別支援の教育の充実」という議論をしていたが、その部分を書けていないのではないか、という御意見をいただいた。

また、最後「単に学校を増やすということではなく」のところ、「単に学校を増やすだけではなく」という表現修正の御意見をいただいた。

14 ページ、「基本、理念と基本的な考え方、方向性」で、2つ目の段落「各学校をしっかりと支援していく」とあるが、「各学校」のところ、学校種をそれぞれ明記した方がよいのではないかと御意見をいただいた。また、ここで「教員の資質向上」とあるが、合わせて「生徒同士が互いに学び合う、支え合う、というような気持ちを育てていく」、教員目線だけではなく、子ども目線の部分を含めてはどうかという意見をいただいた。

15 ページ、2 点にまとめたところ非常にたくさんの御意見をいただいた。2つにまとめているが、1つ目、「1人1人が輝く」というところを含めてはどうか、また「障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう教育の充実を図る」、このことが非常に重要なことであるので、2点並列であるが、1つ目の丸を大きなものとして、あとは2つ目以降にサブ項目的な形で整理してはどうかという御意見をいただいた。

2つ目の丸についてもたくさんの御意見をいただいた。職業教育の部分が強調され、こ重度のお子さんの部分が十分表現できていないのではないかと、職業教育の他、重度のお子さんの教育の部分、全体的なシステム構築ということでいくつか項目立てを考えてはどうか、という御意見をいただいた。

全体のまとめの方としては、まとめについては大きな方向性を書き、個々の具体的なことは、前段の5つの観点の中で整理してはどうか、というような御意見をいただいた。

主な意見について、以上のような整理をさせていただいたところである。

(座長)

ただ今のような整理の仕方でよろしいか。最終の取りまとめ報告に反映することであるので、是非御意見をいただきたいがいかがか。

(委員)

最終取りまとめという大変な作業と思われるが、座長に一任をさせていただき、文言等の整理、確認をしていただければと思うがいかがか。

(座長)

ただ今御提案いただいたが、いかがか。なかなか大変な役目、仰せつかることになるが、よろしいか。

(委員)

私も最終的には当然座長に取りまとめをお願いしていきたいと思っているけれども、一つこれはどうしても残しておいて欲しいのは、どこかに「糸賀」という名前を入れてほし

い、これがないと滋賀ではないと思う。

(座長)

承っておきます。今日は貴重な多方面からの御意見、本当ありがとうございました。では御提案のとおり、今日いただいた御意見を踏まえ、報告の整理については、私に御一任いただくということでよろしいか。なお、私と事務局で詰めていくことになるが、最終的に私の方で確認させていただいた後、懇話会のまとめを各委員にお送りさせていただく。まとめた後については、追って教育長に報告をさせていただくので御了解をお願いします。

これをもって、第4回の「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会」を閉じさせていただく。本日は議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

(教育長)

閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。5月にはじめました「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会」につきまして、冒頭座長様からありましたように、全4回の御議論をしていただきました。それぞれの会議でいろんな形で大変熱い議論をしていただき、今日もまた、最後のまとめということで非常に重要なことをお示しいただいたところでございます。

特にこれからの滋賀の特別支援教育をどう進めていくのかということ、インクルーシブ教育ということもございまして、障害のある子どもとない子どもにとっても、これからこの共生社会、しっかりと踏まえて進めていかなければならないという意味で、今滋賀の特別支援教育のあり方をしっかりと議論していくということをお願いをして、その方向性を示していただけたということで、大変感謝をしているところであります。特に協議を通して改めて、先ほどもありましたように、障害のある子どもが十分な教育を受けられる、そういう教育をしっかりと充実させていくということを大前提にしながら、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、ともに生きていくということ、その意味、そしてそれを実現するためにどう進めていくべきなのか、さらには一人ひとりの子どもたちの障害に応じて、自立し社会参加をしていくこと、そこにつきましてもしっかりと進めていく、また直していくという機会となったという具合に思っているところであります。

滋賀らしさということもしっかりと踏まえながら、今後、インクルーシブ教育の構築に向け、県の教育委員会としましても、しっかりと一歩踏み出していかなければならないと思っているところであります。県の教育委員会としましても、委員の意見を踏まえながら、今後の方向性をしっかりと出した計画を出していきたいという具合に思っているところであります。

最後になりましたが、今回の御審議に対し、多くの意見をいただき、大変示唆をいただきました。皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、今後も滋賀の特別支援教育の推進に向け、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが御礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

以上